

相談支援事業所あると 重要事項説明書

社会福祉法人北叡会
江別市ゆめみ野東町1番地5

指定特定相談支援事業所

相談支援事業所あるて 利用約款

(約款の目的)

第1条 相談支援事業所あるて(以下「当事業所」という。)は、障がい福祉サービスにおける特定相談支援の受給資格を有すると認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、障がい者総合支援法令の趣旨に従って、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、相談支援サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者(以下「身元引受人」という。)は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が特定相談支援利用同意書を当事業所に提出した後から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当事業所に対し、契約終了の意思表示をすることにより、本約款に基づくサービス利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所、上限管理事業所に連絡するものとします。

(当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく特定相談利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者の当該サービスの受給資格が無効となった場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な相談支援の提供は困難と判断された場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者が、当事業所、当事業所の職員等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく相談支援サービスの対価として、別紙「利用者負担説明書」に記載する利用単位ごとの料金をもとに計算された、月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、送付いたします。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は事業者の指定した方法によります。

3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利

用者又は身元引受人に対して、領収書を発行いたします。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の相談支援の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録用紙に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 他の相談支援事業所、福祉課等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によってサービス給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(医療体制)

第9条 当事業所は、利用者に対し、他機関での医学的検査や受診(健康の保持や疾病の管理等)が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療や治療を依頼することがあります。

2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における相談支援の対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、相談支援利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当事業所の提供する相談支援に対しての要望又は苦情等について申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、公的機関でも苦情申し立てが出来ます。

公的機関での苦情申し立て窓口

北 海 道 0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 0
国保連合会 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 7 5
市町村窓口 江別市役所 福祉課
0 1 1 - 3 8 1 - 1 0 3 1
相談支援事業所あるて 管理者 猪狩 早苗
0 1 1 - 3 9 1 - 0 2 0 0

(賠償責任)

第 12 条 当事業所は、相談支援の提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

但し、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 当事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者及び従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、障がい者総合支援法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

相談支援事業所あるてのご案内
(平成27年2月1日より)

1. 指定特定相談支援事業所概要

1) 事業所名等

事業所の名称	相談支援事業所あるて
事業所の種類	指定特定相談支援事業所
主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等がある18歳以上の方
事業所住所	江別市上江別476番4
電話番号	(011)391-0200
FAX番号	(011)381-0201
事業所番号	0131000960
開設年月日	平成27年2月1日
管理者	猪狩 早苗

2) 事業所の目的

社会福祉法人北叡会(以下「事業者」という)が行う相談支援事業所あるて(以下「事業所」という)が行う指定特定相談支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定特定相談支援の提供を確保することを目的とします。

3) 事業所の理念

障害をお持ちの方が、その人らしい社会生活を営むために、ご本人やご家族の思いを尊重しながら共に考え、計画の作成や相談支援を提供します。

4) 事業所の運営方針

- (1) 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとします。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。
- (3) 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (4) 前3項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」等を定める条例関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

2. 職員の配置状況(主たる職員)

当事業所では、ご利用者に対して相談支援サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非 常 勤
管 理 者	1	—
相談支援専門員	1	—

3. 営業日およびサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 1) 営業日 月曜日～金曜日
ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 2) 営業時間 8:30～17:30

4. サービスの内容

状態の把握	<ul style="list-style-type: none">・ サービスご利用に向けたご本人の心身の状況やその置かれている環境、日常生活全般の状況またご家族の意向をご一緒に確認いたします。ご利用者が希望される生活やサービスへの意向をできるだけ反映するように心がけます。
サービス等利用計画の原案作成	<ul style="list-style-type: none">・ ご希望や意向に対応するための適切な福祉サービス等の組み合わせについてご一緒に検討し、計画の原案を作成いたします。その際、サービス内容や料金等を適正公平にお伝えいたします。
・ 担当国会議 ・ 事業所への申込みと調整 ・ 本計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・ 関係するサービスの支給決定等が行われた後に、ご本人ご家族の同意を頂き、本計画を作成いたします。・ 支給決定等の内容を踏まえ、変更を行ったサービス等支援計画の原案に位置づけた関係サービス等の担当国会議を開催し、円滑に実現できるよう、調整いたします。事業者側の事情により原案通りのサービス提供が難しい場合も有り得ます。その際は事業者を変更する等について、ご本人ご家族とご相談いたします。
・ サービスの利用開始 ・ モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・ ご本人ご家族と、サービス事業者との成約を頂き、実際のサービスご利用が始まります。・ 私どもは、ご本人の状態の把握や、サービスがご本人ご家族の意向や希望に添って計画通り提供されているかの確認等を継続して行なってまいります。
この他、提供サービスの変更等、全般に亘ってのお手伝いを承ります。 どうぞ、お気軽にご相談ください。	

5. 利用料金

相談支援について支給決定を受けられた方は、障害者総合支援制度から全額給付される為、自己負担額はございません。

(1) 交通費

江別市内にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、相談支援専門員がお訪ねする為の交通費の実費を頂きます。

(事業所の自動車を使用した場合の交通費は1kmにつき、20円を徴収)

6. 利用料金お支払方法

交通費等自己負担分の請求費用は1ヵ月毎に計算し、翌月の10日頃に請求いたしますので、当月の25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

(1) 口座振替(北海道ワイドネットサービス)での支払い。

※振替手数料(162円/月)はご利用者様負担となりますことご了承ください。

(2) 当事業所事務窓口での現金支払い。

(3) 下記指定口座への振込み。

北海道銀行 北広島支店 普通預金 口座番号 0839580
社会福祉法人北叡会 あるての杜 理事長 天野 一城

※振込手数料はご利用者様負担となりますことご了承ください。

7. 苦情の受付について

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けています。

- ・苦情受付窓口 [担当者] 猪狩 早苗 (いかり さなえ)
- ・受付時間 毎週 月～金曜日 8:30～17:30

8. サービスの利用に関する留意事項

1) 受給者証の提示

当事業所従事者より、内容確認及び契約支給量の記載を目的として、「受給者証」提示の求めがあった場合には、随時ご提示ください。また、住所、利用者負担額、支給量など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。その他、必要とされる手帳等に関しても随時、ご提示願います。

2) サービス実施記録の確認

事業所はサービス提供ごとに実施日時やサービス内容等を記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に誤りやご意見があればいつでもお申し出ください。

3) サービス提供の記録や情報の管理と開示

事業所は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて記録を開示します。(謄写が必要な場合は、その費用は利用者の負担となります。)

9. 非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

- (1) 防災設備 スプリンクラー、誘導灯(2カ所)、自動火災報知機
- (2) 防災訓練 年2回実施

10. 個人情報の保護および利用目的

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

11. 事業者概要

1) 事業者名等

事業者名	社会福祉法人北叡会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 天野 一城
所在地	江別市ゆめみ野東町1番地5
設立年月日	平成22年8月9日

2) 法人の理念

＜北叡会の意＞

社会福祉法人北叡会のところは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義をたたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、そ

の職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

3) 法人の行動指針

- (1) 法人の理念を遵守し、法人が担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
- (2) 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
- (3) 自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
- (4) 利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。
- (5) ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- (6) 法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識し、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- (7) 反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- (8) 地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- (9) 難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してゆきます。

4) 関連法人および事業所

(1) 社会福祉法人北叡会

① 江別市

- 江別地域複合型ライフケアセンター 夢あかり
 - 特別養護老人ホーム 夢あかり
 - 短期入所生活介護 夢あかり
 - デイサービスセンター 夢美はな
- 江別地域複合型ライフケアセンター 夢結路
 - サービス付き高齢者向け住宅 シャルール夢結路
 - 障がい者向け住宅 シャルール夢結路
 - 小規模多機能型居宅介護支援事業所 結の華
 - ヘルパーステーション 結の詩
- 福祉創造空間 あるての杜
 - グループホームあるて
 - グループホームひまわりの郷
 - デイサービスセンターあるて
 - おおあさ東町デイサービス風の音色
 - 身体障がい者デイサービスセンターあるて
 - 就労継続支援A型事業所 ジョブクルーあるて

(2) 医療法人やわらぎ

① 南幌町

- みどり野医院（外来および入院 19 床）
- 介護老人保健施設ゆう
 - （入所 70 床、ショートステイ、通所リハビリテーション）
- 訪問看護ステーション マーガレット
- 居宅介護支援事業所 アザレア
- グループホーム 鶴城の郷
- グループホーム みどり野の郷

- 地域密着型デイサービスセンター みどり野
- サービス付き高齢者向け住宅 きらめきの郷
- ヘルパーステーション おひさま

②北広島市

- ケアプランセンター すずらん
- デイサービスセンター なのはな
- グループホーム 共栄の郷

<別紙2>

社会福祉法人北叡会
個人情報保護に関する方針について

社会福祉法人北叡会では、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生きること」を支え続ける…という理念を掲げ、日々努力を重ねております。入居者様、ご利用者様の個人情報についても個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

I. 個人情報に関する法令・規範の遵守について

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

II. 個人情報の収集・利用・提供について

当法人では、入居者様・ご利用者様の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で最小限利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて入居者様・ご利用者様から同意をいただきますので、ご協力ください。

III. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

当法人では、入居者様・ご利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規定にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく担当職員、相談窓口までお申し出下さい。

(開示、謄写には必要な実費をいただきますのでご了承ください。)

IV. ご希望の確認と変更について

福祉サービスをご利用される前に約款および契約書において、ご希望を確認させていただきますが、一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。

なお、訪問、面談の変更等、必要な時には電話等で当法人よりご連絡することがございますので、ご了承ください。

V. 教育および継続的改善について

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

VI. 相談窓口について

ご質問やご相談、手続きの詳細のほか、不明な点につきましては、各部署責任者や苦情相談窓口までお気軽におたずねください。

－通常の業務で想定される個人情報の利用目的－

【入居者様・ご利用者様等への福祉サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 入居者様・ご利用者様に提供する福祉サービス
- 2) 介護保険・市町村事業等事務
- 3) 会計・経理
- 4) 質向上・安全確保・医療介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
- 5) 入居者様・ご利用者様への福祉サービスの向上

2. 他の事業所等への情報提供

- 1) 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- 2) 他の医療機関、介護施設等からの照会への回答
- 3) 入居者様・ご利用者様の医療・介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4) ご家族様等への病状や心身の状況説明
- 5) 介護保険事務の委託
- 6) 審査支払機関または保険者へのレセプトの提出
- 7) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 8) 賠償責任保険、損害賠償保険等に係わる医療・介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 9) その他入居者様・ご利用者様への介護保険・市町村事業等事務に関する利用

【上記以外の利用目的】

1. 当法人での利用

- 1) 福祉・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 福祉・介護等の学生実習および研修への協力
- 3) 事例研究

2. 学会・学会誌・広報誌等での利用

- 1) 特定の入居者様・ご利用者様、その関係者の事例の学会、研究会、学会誌、または広報誌等での利用は、氏名、生年月日、住所等の消去や映像処理することで匿名化し、匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る

3. 他の事業所等への情報提供を伴う事例

- 1) 外部監査機関への情報提供
- 2) 当該入居者様・ご利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

社会福祉法人北叡会理事長